

**（住宅における火災の予防の推進）**

**第 30 条の 7** 福山地区消防組合は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) 住民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進

2 福山地区消防組合管内の住民は、住宅における火災の予防を推進するため、第 30 条の 3 第 1 項に定める住宅の部分のほか、台所その他の火災発生のおそれが大であると認められる住宅の部分における住宅用防災警報器等の設置に努めるものとする。

**【解釈及び運用】**

本条は、住宅における火災の予防の推進に関する事項について規定したものである。

本条第 2 項の規定は、条例第 30 条の 3 第 1 項の規定により設置が義務付けられている部分以外の部分、例えば就寝の用に供しない居室等へ住宅用防災警報器等の設置に努めることとしたものである。

なお、調理により煙や水蒸気が発生する台所などに住宅用防災警報器等を設置する際は、熱感知器を設置することが望ましい。